

冬の楽しみ



昨年は年間通して暑い1年だったと思いますが、12月頃から急に寒くなり、一気に冬になりました。寒い日が続きますが、冬ならではの楽しみ方もあるかと思います。暖かい部屋で鍋を食べつつ熱燗やらお湯割りを飲んで体を温めるのもいいですし、その後冷たいアイスクリームを食べるのも、贅沢な感じがして私は好きです。あともうしばらくすれば春が訪れます。さくらの花を待ちながら、冬を楽しみたいです。

(孝志洋)

確定申告特集

本年も確定申告の時期が参りました。所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告納税は**令和7年3月17日(月)まで**、消費税及び地方消費税の申告納税は**令和7年3月31日(月)まで**です。ただし、振替納税の手続をしている場合には、所得税及び復興特別所得税の振替日は令和7年4月23日(水)、消費税及び地方消費税の振替日は令和7年4月30日(水)です。なお、納付が遅れると、延滞税がかかりますので、ご注意ください。

★ 所得税

※確定申告をする必要のある方

- (1) 給与所得がある方のうち、
 - 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
 - 給与を受けている方で、副業などの所得の金額の合計額が20万円を超えていている方
 - 2か所以上から給与を受け取っていて、年末調整を行わない給与の収入額が20万円を超えている方
 - (2) 公的年金等に係る雑所得がある方のうち、
 - 公的年金等の収入金額が400万円を超える方
 - 公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円を超える方
 - (3) 他の所得(事業所得、不動産所得、保険の満期等の一時所得、譲渡所得など)がある方
- ※ 税務署への申告が不要でも、市町村で申告手続きが必要な場合があります。

※確定申告(還付申告)をすれば源泉徴収をされた所得税等が戻る方

- (1) 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- (2) 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- (3) マイホームに特定の改修工事をしたとき
- (4) 認定住宅の新築等をしたとき(認定住宅新築等特別税額控除)
- (5) 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
- (6) 多額の医療費を支出したとき
- (7) 特定の寄附をしたとき(ふるさと納税のワンストップ特例を使われる方は除く)
- (8) 上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告分離課税の選択をした上場株式等に係る配当所得等の金額から控除したいとき

令和6年分の所得税確定申告から以下の項目について追加・変更があります

- ①令和6年度に実施された定額減税に関する記載欄が申告書の第一表に追加されています。

定額減税とは税制改正に基づき、納税者本人とその同一生計配偶者、扶養親族に対し、それぞれ所得税3万円・住民税1万円を控除する制度です。令和6年分の所得税納税者で、合計所得金額が1,805万円以下の人のが対象になります。
申告書を作成する際には、第一表の「令和6年分特別税額控除(3万円×人数)」に人数を記入したうえで控除額を記入します。

- ②住宅ローン控除(子育て世帯等に対する控除の拡充等)

子育て特例対象個人が認定住宅等の新築等を行い、令和6年1月1日～12月31日までに入居した場合、控除対象借入限度額を上乗せします。

床面積要件を40m²以上とする緩和措置について、新築住宅の建築確認の期限が令和6年12月31日まで延長されました。

- ③申告書等の控えに収受日付印の押なつ廃止

政府が閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」などを踏まえた税務行政DXの推進によって電子申告(e-Tax)の利用が拡大しており、納税者の利便性の向上などを図るために実施されました。

社会保険 解雇の予告について

「解雇の予告」について、労働基準法では、労働者を解雇しようとする場合は、少なくとも30日前の予告を義務付けています。(ただし、業務上の傷病により療養のため休業する期間と産前産後の女性が休業する期間及びそれらの期間後の30日間は解雇できません。)

原則

- ①解雇の日の少なくとも30日前に予告
- ②平均賃金の30日分以上の解雇予告手当の支払い

※①②の併用も可能

例外として、

- ①天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合
- ②労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合

は所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合に解雇予告及び解雇予告手当の支払をせずに即時解雇できます。

また、以下に該当する労働者については、解雇の予告が不要となります。

- ①日々雇い入れられる者…1か月を超えて引き続き使用された場合は予告の対象
- ②2か月以内の期間を定めて使用される者…契約で定めた期間を超えて引き続き使用された場合は予告の対象
- ③季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者…契約で定めた期間を超えて引き続き使用された場合は予告の対象
- ④試みの使用期間中の者…14日を超えて引き続き使用された場合は予告の対象

(河野)



資産税係 2024年分以降の住宅ローン控除

住宅ローン控除は、入居する住宅の種類によって、適用条件や借り入れ限度額、控除期間が異なります。

2024年の居住分からは、「省エネ基準を満たす必要性」「子育て世帯・若者夫婦世帯※への控除の拡充」「床面積要件の緩和措置の延長」の3つの変更点が加わりました。

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

			2024年入居(その他の世帯)	2024年入居(子育て世帯・若者夫婦世帯)	2025年入居	
控除率			0.7%			
借入限度額	新築住宅・ 買取再販住宅	認定長期優良住宅・ 認定低炭素住宅	4,500万円	5,000万円	2024年と同様になる 予定	
		ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円		
		省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円		
		省エネ基準を 満たさない住宅	0円 (2023年12月末日までの建築確認で、2,000万円)			
	中古住宅	認定長期優良住宅・ 認定低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円			
		省エネ基準を 満たさない住宅	2,000万円			
		リフォーム	2,000万円			
控除期間	新築住宅・買取再販住宅		13年(省エネ基準を満たさない住宅は、2024年以降入居の場合、10年)			
	中古住宅		10年			
	リフォーム		10年			
所得要件・床面積要件			合計所得金額2,000万円以下 50m ² (2024年までに建築確認された新築で、) (合計所得金額1,000万円以下 40m ²)	2024年と同様になる 予定		

(坂田)

終身保険とは、加入してから一生涯にわたり、死亡保障・高度障害保障が継続する保険のことです。

万一の事があった場合には、死亡保険金を事業継続のための資金確保・死亡退職金弔慰金として、また勇退時には、解約返戻金を退職慰労金の財源として役立てる事が出来ます。

★ 終身保険の経理処理 ※ 契約者(法人)、被保険者(社長・役員・従業員)、保険金受取人(法人)

①支払保険料は、全額資産計上とします。

例) 保険料 100万円を支払った場合

借 方	貸 方
保険積立金	1,000,000円

②死亡保険金受取時は、これまで資産計上していた保険積立金を取り崩します。

そして、今まで資産計上していた保険積立金よりも死亡保険金が多い場合、差額分は雑収入として益金に算入します。

例) 死亡保険金 1,000万円を受け取り、資産計上した保険料 累計額 700万円の場合

借 方	貸 方
現金・預金	10,000,000円

③解約返戻金受取時は、これまで資産計上していた保険積立金を取り崩します。

そして、今まで資産計上していた保険積立金よりも解約返戻金が少ない場合、差額分は雑損失として損金に算入します。

例) 解約返戻金 600万円を受け取り、資産計上した保険料累計額 700万円の場合

借 方	貸 方
現金・預金 雑損失	6,000,000円 1,000,000円

(さくらビジネス)

医療係 医療機関等の窓口で患者が資格確認を受ける方法(令和6年12月2日以降)

令和6年12月2日以降は、以下のいずれかの方法で資格確認を行うこととなります。

- ①マイナ保険証(顔認証マイナンバーカードを含む)
- ②資格確認書(健康保険証)

ただし、マイナ保険証には電子証明書の有効期限があり、12月2日以降は有効期限から3か月間、引き続き資格確認を受けることが可能ですが。資格確認書の有効期限は保険者が定める範囲で、最大5年間です。
※マイナンバーカードで資格確認ができなかった場合は、マイナポータル画面 + マイナンバーカードまたは資格情報のお知らせ + マイナンバーカードで代用が可能です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001323480.pdf#page=14>



(大下)

2月の社会保険労務

■ 2月28日

- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)
- 状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- じん肺健康管理実施状況報告(労働基準監督署)

- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届
- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届

2月の税務

■ 2月3日から3月17日まで

1. 前年分贈与税の申告

■ 2月10日

2. 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■ 2月17日から3月17日まで

3. 前年分所得税の確定申告

■ 2月28日

4. 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

5. 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

6. 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

7. 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

8. 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

9. 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>

- 2月中において市町村の条例で定める日

10. 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付

※ 税理士記念日… 2月23日

尾崎 周子

はじめまして。昨秋より社員として勤務しております尾崎周子と申します。

昨年4月に主人の帰省に伴い来徳し、同7月よりさくら税理士法人の職員の一員として机を並べさせて頂いております。旧海軍兵学校のあった瀬戸内海に浮かぶ広島県・江田島に生まれ育ち、高校、大学と声楽を専門に学びました。卒業後、童謡、唱歌、ポップス等、日本や海外の名曲を音楽仲間と演奏してきたことは私の糧となりました。様々な人との出会い、きっかけから会計職にたどり着いてはや10数年。今の自分があることはこれまでお世話になった方々のおかげです。その感謝の気持ちを忘れないよう、一日一生、やり残しのない日々を心がけ、皆さまに寄り添い、成長の一助になりますよう日々アンテナをはりめぐらせ、研鑽を積んで参ります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



研修会のご案内

令和7年2月12日(水)

13:30～16:00 德島県教育会館5階ホール

徳島県徳島市北田宮1-8-68 TEL: 088-633-1511

事前のお申込をお願い申し上げます。(定員100名)

駐車場: 有 参加費: 無料



① 13:30～14:30 「労働・社会保険関係 改正のポイント」

さくら社会保険労務士法人 社会保険労務士 竹内 政代

② 14:40～16:00 「令和7年度税制改正大綱のポイント」

さくら税理士法人 公認会計士・税理士 大寺 健司



幸福の黄色いハンカチ!

網走刑務所を出所した日、島勇作(高倉健)は、別れた妻 光枝(倍賞千恵子)にハガキを出す。「もし俺を待っていてくれるなら、鯉(こい)のぼりの竿(さお)に黄色いハンカチをぶら下げておいてくれ」。勇作は網走で知り合った若い欽也(武田鉄矢)、朱美(桃井かおり)に励まされながら夕張を目指す。夕張に近づくにつれて黄色いものが目についてくる。勇作の心象だろう。自宅に着くと、鯉のぼりの竿に数十枚もの黄色いハンカチが風にたなびいていた。10回以上見た映画だが、その都度熱い思いがよみがえる。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメール : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。